

内部統制報告書への 東証の対応案

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

2008年1月29日、東証は「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」を公表した。

この中で2008年4月から導入される内部統制報告書に対する東証としての対応案を示している。

具体的には、内部統制報告書に「重要な欠陥」の記載などが行われる場合には、適時開示を求めることとされている。

なお、内部統制報告書に「重要な欠陥」の記載などが行われたとしても、直ちには上場廃止の対象とはしない方針が示されている。

はじめに

2008年1月29日、東京証券取引所（以下、東証）は、「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」を公表した¹。この中で、東証は、金融商品取引法の下で新たに導入される内部統制報告書に対する東証としての対応案を示している。これは東証が進める上場制度総合整備プログラムの一環でもある。

「内部統制報告書」とは、正式には「会社の属する企業集団及び会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書」と定義されている²（金融商品取引法24条の4の4第1項）。言い換えれば、財務諸表等が適正に作成されるシステム・体制が有効に機能していたか否かを、経営者が評価した報告書である、ということができるだろう。

金融商品取引法の下では、上場会社等は、2008年4月1日以後開始する事業年度から内部統制報告書の提出が義務付けられることとなる。それに伴い東証も上場会社が提出する内部統制報告書に関連する規則の整備を行うこととしているのである。本稿は、内部統制報告書への東証の対応案について、その主な内容を紹介する。

1. 適時開示の取扱い

東証は、上場会社の内部統制報告書について、次の状況に該当する場合は、直ちに適時開示を行うことを求める予定としている。

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/comment/080129-jojo.pdf>）に掲載されている。

² 金融商品取引法の下での四半期報告書については、拙稿「内部統制報告書の細則」（2007年8月22日付DIR制度調査部情報）など参照。

内部統制報告書において、「重要な欠陥」又は「評価不実施」の記載を行うことを決定した場合

内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合

は、内部統制報告書の作成会社（の経営者）自身が、 は、監査を行った監査法人等が、その会社の内部統制に何らかの問題を認識した場合に相当すると言えるだろう。

こうした状況が生じた場合に、速やかに投資者に周知し、発行会社の継続的な改善努力を求める趣旨であると考えられる。

2．上場廃止等の取扱い

東証は、上場会社の内部統制報告書や内部統制監査報告書の記載内容をもって、直ちに上場廃止審査の対象にはしないことを予定している。

つまり、仮に、内部統制報告書に「重要な欠陥」が指摘されたとしても、その理由をもって即上場廃止とすることはなく、ということである。

しかし、これは東証からのヒアリングによれば「あくまでも（「重要な欠陥」が指摘された場合の）当座の取扱いを定めたものに過ぎない」ということである。

例えば、「重要な欠陥」が指摘された後も内部統制に改善が見られない会社に対する対応などについては、「今後、更に検討を進める」ことが予定されている³。

3．今後の予定

東証は、今回の改正案について、意見募集（期限は2008年2月28日）に寄せられた意見などを踏まえて、2008年4月を目途に新しい規則を実施することを予定している。

³ 「上場制度総合整備プログラム2007」でも「内部統制における重要な欠陥が継続的に是正されない場合等における上場管理上の取扱いについて検討を行う」こととしている。